

警察による 犯罪被害者支援

事件のことを
思い出して
眠れない。

仕事に行けなくなった。
生活費はどうしよう…。

また被害に
遭うんじゃ
ないかな…。



女性警察官が付き添ったり、カウンセリングを受けたりできる制度があります。

再び被害に遭わないよう、自宅付近をパトロールするなどの制度があります。

病院を受診した際の初診料等を公費で負担する制度や、条件はありますが、国が給付金を支給する制度があります。

殺人や傷害、性犯罪、重大交通事故事件の被害者等に、刑事手続や被疑者の検挙等について連絡します。



警察ではこのような支援を行っています。
安心してご相談ください。
犯罪被害者支援に、みなさんのご理解と
ご協力をお願いします。

指定被害者支援要員制度

犯罪被害者に対する支援活動は、事件発生直後から必要となります。

そこで、犯罪被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が、各種被害者支援活動を推進します。

再被害防止制度

犯罪被害者やその親族、関係者が再び被害を受けることを防止するため、継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定して、警戒措置や情報収集、自主警戒指導等を実施します。

被害者連絡制度

殺人や傷害、性犯罪などの身体犯の被害者、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者は、被害によって受ける精神的苦痛が大きく、事件捜査への関心も高いことから、原則として、身体犯や重大な交通事故事件の被害者又はその御遺族に対し、刑事手続、犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡を行います。



警察の被害者相談窓口

● 性犯罪被害相談

シャープ ハートさん

フリーダイヤル

#8103

又は

フリーダイヤル

0120-003-682

● ヤングテレホン(少年問題)

フリーダイヤル

0120-786714

なやむなひとよ

● 警察安全相談

シャープ

#9110

又は

095-823-9110

カウンセリング制度

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、心理的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。長崎県警察では、臨床心理士の資格を持つ部内カウンセラーや長崎県臨床心理士会等の協力を得て、公費でのカウンセリングを実施しています。

犯罪被害給付制度

殺人などの故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者の御遺族や重傷病を負い、又は身体的に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

公費支出制度

犯罪に遭われた方の負担軽減のため、その被害にかかる初診料、診断書料、緊急避妊費用などについて、その費用を公費により支出できる場合があります。

地域警察官による訪問連絡活動

交番等の地域警察官は、その受持ち地区に居住する犯罪被害者の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者の要望に基づき訪問・連絡活動を実施します。